

## 12月も『県下一斉徴収強化月間』です

～市税は必ず納期限内に

納めましょ～



まずは早めの  
納税相談を！

小松島市では、税の公平感を確保し、納税者の信頼を守るため、徳島県および県内他市町村とともに、毎年11～12月を県下一斉徴収強化月間と定めて、納税意識の啓発、納税の推進、悪質な滞納者に対する差押の強化など、滞納の解消に向けた取り組みを一丸となっています。

納期限内に納付が困難な理由がある場合には、お早めに税務課納税担当までご相談ください。

平日、お仕事などで来

庁、連絡が困難な方は、延長窓口（事前に電話で予約が必要）、日曜窓口（原則毎月第4日曜日）も実

施していますので、ご利用ください。

またこの機会に、便利な口座振替もぜひご利用ください。

納期限が過ぎているのに納付がない場合、督促状・催告状を発送します。

それでも納付がない場合は、財産調査、給与照会などをを行い、差押などの滞納処分を執行します。

滞納処分(差押)とは？

納期限が過ぎているのに納付がない場合、督促状・催告状を発送します。

【お問い合わせ先】

市税務課納税担当  
(市役所1階)

☎ 32・3928／FAX  
X 33・3401

※差押は、処分を受ける個人または法人の生活・経済活動に影響を及ぼす大変厳しい处分です。

事業主の方へ

## 給与支払報告書の提出をお願いします

平成29年度(平成28年分)給与支払報告書の提出

【提出対象者】

平成28年1月1日から

e LTAX(エルタツク

ス)の電子申告でも、給与支払報告書の提出手続きが

12月31日までの間に給与の支払いを受けた方

行えます。

※中途退職した方、給与所得の源泉徴収税額表の乙欄・丙欄適用の方も提出してください。

※役員・正社員・アルバイト・パートの別や所得税の確定申告有無の別、支払給与の多少にかかわらず提出してください。

なお、給与支払報告書は、源泉徴収票等の法定調書合計表」の提出とは別に、該当する市町村に提出していた

だるものです。

※社会保障・税番号制度の導入に伴い、「個人番号」や「法人番号」の記載欄が追加されました。

【お問い合わせ先】

市税務課市民税担当  
(市役所1階)

☎ 32・3821／FAX  
33・3401

Mail:shiminzei@city.komatsushima.tokushima.jp



## 個人住民税 特別徴収への移行

地方税法ならびに本市条例の規定により、原則として所得税の源泉徴収義務のある事業所（給与支払者）は、すべて特別徴収義務者として従業員の個人住民税（市・県民税）を特別徴収（給与天引き）するものと定められています。

特別徴収への移行にご協力をお願いします。

※項目が追加されたことにより、  
様式の規格（サイズ）が従来のA6サイズからA5サイズに  
変更になりました。  
※期日厳守のうえ、お早めに提出してください。

平成29年1月31日(火)必着  
出してください。